

○環境省告示第百十号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第十五条第十一号の規定に基づき、環境大臣が定める放射線の量の測定方法を次のように定め、平成二十四年一月一日から適用する。

平成二十三年十二月二十八日

環境大臣 細野 豪志

環境大臣が定める放射線の量の測定方法

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第十五条第十一号の環境大臣が定める方法は、地表から五十センチメートルから一メートルまでの高さで、ガンマ線測定用測定器を用いて測定する方法とする。